



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 消費税法上の「事業」か「給与」か／貨物船内における荷役作業

ある役務の提供が、独立した事業者として行われるものか、雇用される者として行われるものかは、提供を受ける側、提供する側、どちらにとっても大きな問題であり、課税庁との争いも少なくありません。今回は、請求人らは事業者Aに雇用された給与所得者であり、Aに対する役務の提供は、消費税法上の「事業」に該当しないとして請求人の主張を認めた事例をご紹介します。

(平成27年1月8日裁決・全部取消し・TAINSコードF0-5-148)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

請求人及びその2人の息子が貨物船内における荷役作業に係る役務の提供の対価として受けた金員は各人にに対する給与であって、その役務の提供は消費税法上の「事業」に該当しないなどとして、消費税等の更正の請求をしたところ、原処分庁が、請求人は2人の息子を使用して請負契約に基づく役務の提供を行い対価を得る事業者であるなどとして、更正すべき理由がない旨の通知処分等を行った事案です。

### <審判所の判断>

個人の行う役務の提供が消費税法上の「事業」として行われたものであるか否かについては、契約を基に、役務の提供が自己の計算において独立して行われたものか、雇用契約等に基づき他の者に従属しつつ、当該他の者の行う事業に対する役務提供として行われたものかを判断し、さらに、契約の内容が明らかでない場合には、役務の提供に係る消費税基本通達1-1-1が定める判断基準の観点から契約の内容を判断するべきところ、請求人とAとの間には、役務の提供に係る契約について、契約書等が作成されていない。また、Aは港湾労働法等の定めに基づく日雇労働者届出書を提出し、雇用保険の事業主負担額を負担するなど、雇用契約を前提としたかにみえる取扱いをしているが、一方で、請求人らへの報酬について、外注加工費として経理処理するなど、請求人らとAとの間で締結された契約は明らかではない。そこで、上記通達の判断基準の観点から、その契約内容を判断する。

- 1 「その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。」については、Aにおいて、請求人らのうち従事する者の氏名を日雇労働者雇用届に記載し提出していたのであるから、作業前に、契約が締結された段階で個人ごとの特定ができるており、代替を容れるものではなかったとみるべきである。その後、請求人が、自己の責任において他の者を手配し、他の者が代替して役務の提供をすることが認められていたといった事実はうかがわれない。
  - 2 請求人らが一定程度自らの判断で作業を進めることができたとしても、請求人らは、あくまでもAの従業員の監督下で、その指示に従い作業に従事していたものと認められる。また、請求人らの報酬は、日当制であり、貨物単位あるいは作業単位で支払われることにはなっていなかつたこと、時間当たりの残業代、深夜作業代、日曜手当が支払われていたことなどが認められる。以上の事情等からすれば、請求人らは役務の提供に当たり事業者Aの指揮監督を受けていたと認めるのが相当である。
  - 3 まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等において、請求人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をすることができたかどうかについて、その役務が必ずしも上記観点からの判断に馴染むものではなく、判断することはできない。
  - 4 支出額の大部分を占めるケーブルや鋼材などの材料は、貨物船又はAが負担し、請求人らは、腰袋などの比較的安価な手持ち工具等について、使い勝手の良さから、自己所有のものを使用していたにすぎず、請求人らは、役務の提供に係る材料又は用具等を供与されていたと認めるべきである。
- 以上、請求人らは消費税法上の個人事業者ではなく、Aに雇用された給与所得者であると認められるから、通知処分及び無申告加算税の賦課決定処分は、いずれもその全部を取り消されるべきである。

(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判17頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で領布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第269号(平成27年12月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628